

株式会社出雲村田製作所及び国立大学法人島根大学の連携協力に関する協定書

株式会社出雲村田製作所（以下「甲」という。）及び国立大学法人島根大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な連携のもと、島根県の将来を支えていく意欲を持つ優秀な人材をとともに育成するとともに、県内への定着促進に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- 一 島根県内就職を目指す学生への奨学金に係る事項
- 二 教育、人材育成及びインターンシップの実施に係る事項
- 三 意見交換会等の開催に係る事項
- 四 地域社会、地域企業の発展への貢献に係る事項
- 五 その他産学連携に係る事項

（協議）

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲と乙は、この協定に基づき連携協力相手から提供を受けた情報を、第2条に規定する事項にのみ使用するものとし、事前に連携協力相手の承諾を得ている場合を除いて、他の事項への使用及び第三者へ提供してはならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和12年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（雑則）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に規定しない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和7年4月9日

（甲） 株式会社出雲村田製作所
代表取締役社長

（乙） 国立大学法人島根大学長

谷口育男

大谷浩